

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	後期高齢者医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

品川区長

公表日

平成29年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療に関する事務は、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、運営主体である各都道府県の後期高齢者医療広域連合と加入する各区市町村が分担して行っている。事務分担の概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療広域連合 被保険者の認定、保険料率の決定、保険料の賦課、医療の給付など制度運営に関する事務・区市町村 転入などの加入や喪失の届出の受付、各種申請の受付、保険証などの引渡し、葬祭費の支給申請受付及び支給、保険料の徴収など窓口業務や保険料の徴収などに関する事務 <p>区市町村が特定個人情報を取り扱う事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 資格に関する事務<ol style="list-style-type: none">①障害認定に関する申請の受付②資格の取得・変更・喪失に係る届出の受付③被保険者証の再交付申請の受付④特別の事情(滞納被保険者等が保険料を納付することができない事情)に関する届出[資格関係]の受付⑤被保険者資格証明書の再交付申請の受付2. 医療給付に関する事務<ol style="list-style-type: none">①限度額適用認定申請の受付②食事療養標準負担額、生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請受付③療養費、特別療養費の支給の申請受付④特定疾病認定の申請受付⑤高額療養費の支給の申請受付⑥高額介護合算療養費の支給の申請受付⑦特別の事情(滞納被保険者等が保険料を納付することができない事情)に関する届出[給付関係]の受付⑧葬祭費の支給申請受付3. 保険料の徴収に関する事務 保険料額、徴収方法、納期などを告知し、保険料を徴収する。
③システムの名称	後期高齢者システム 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル 後期高齢者医療広域連合電算処理システム情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1 第59項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区 健康推進部 国保医療年金課
②所属長	三ツ橋 悦子
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 健康推進部 国保医療年金課 高齢者医療係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

